

II. 保険法による法規制

I 保険法の創設

1 保険法施行前の保険法制

私保険契約に関する法制度は明治23年（1890年）の商法にさかのぼります。現行商法が明治32年（1899年）に制定される以前の、旧商法と呼ばれるものですが、そこでは保険契約と保険業法的な規制が規定されていました。ただ、旧商法は、明治23年に制定された旧民法がフランス民法を範としたことから、イギリス法系の学者から猛反対を受けた、いわゆる法典論争に巻き込まれ、一部の規定が短期間のみ施行されるにとどまったのです。法典論争が終束した明治32年に現行商法が制定され、私保険契約に関する民事法ルールが規定されることとなりました。明治44年（1911年）に、一部改正がなされて以降、ほとんど改正がないまま現在に至っています。

このように、私保険契約に関する民事法ルールは、これまですべて商法に規定されていました。

その構成は、次のとおりです。

●商 法

第3編 商法為

第10章 保 険

第1節 損害保険

第1款 総 則

第2款 火災保険

第3款 運送保険

第2節 生命保険

3 改正のポイント

1 告知義務

商法は、告知義務の対象を「重要ナル事実」（商法644条）と規定しており、何が重要な事実であるかは告知義務者（損害保険契約の保険契約者、生命保険契約の保険契約者および被保険者）が判断することが前提となっています。その上で、告知義務違反（不告知や不実告知）があった場合には、保険者は契約の解除をすることができ、免責されるとしています（商法645条、675条）。

実際には、保険契約申込書には、保険者から記載すべき事項が示され、それに答えないか（不告知）、不実の告知をした場合のみ告知義務違反が問題となってきました。

商法は、制定当時、当事者対等の民事的契約ルールを想定していたと思われ、したがって、当事者の一方たる保険契約者の告知義務違反には厳しい対応（免責あるいは解除）をとってきたものと考えられます。

しかし、実際の保険契約は、付合契約性が争われた保険約款の問題1つをみてもわかるように、保険者は保険会社として強大化する一方ですから、個人の保険契約者はこれには到底太刀打ちできません。しかも、保険会社に比べて法律知識の貧弱な個人に、告知すべき事項である「重要ナル事実」を自発的に申告させることはほとんど不可能に近いでしょう。

これまで保険契約者の告知義務が争われてきたケースでは、同じ不告知でも、意図的に告知しない、いわゆる隠ぺいと判断されるようなときは免責とされ、無知による、いわば善意の過失による不告知の場合は有責とされて保険金の支払がなされる、といった扱いがされてきました。

結局、同じ不告知でも、個々のケースによる悪質性が判断されてきたといってもよいでしょう。

それを保険法では、基本的立場を変更し、強者である保険者側に、告知すべき事項を定めさせることとしました。保険契約者からみれば「自発的申告義務」から「質問応答義務」に変わったといえるでしょう。

1 保険会社側

意向確認書面の目的

Q
15

保険契約を締結しようとする者の「意向確認書面」とは何の目的で作成されるのですか。また、その交付時期はいつですか。

A

「意向確認書面」とは、顧客が購入しようとする保険商品について、ニーズに適合しているかどうか最終的に確認する機会を確保するために作成される書類であり、顧客が確認後、すみやかに交付します。

●解説

1 「意向確認書面」の目的について

1-1 顧客ニーズの確認

保険募集時には、顧客保護の観点、また適合性の原則（顧客が契約を希望される商品が顧客の意向に合致した内容であることを、顧客自身が十分に確認する機会を確保し、顧客に保険商品を適切に選択・購入していただくこと）から、顧客のおかれている環境（知識・経験・財産力・ニーズ等）に適合した形で保険募集を行うことが強く求められます。しかし、保険業界においては、販売勧誘に関する苦情が依然として多く、また、保険商品の多様化・複雑化により、顧客が商品内容を理解しづらい状況となっていることも確かであり、顧客ニーズを満たす保険商品を販売するためには、顧客と保険会社等とのギャップを埋める必要があります。そのため、保険会社等は金融庁策定の「保険会社向けの総合的な監督指針」に従い、

契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客ニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客ニーズに関して情報を収集し、保険商品が顧客ニーズに合致することを確認する書面（意向確認書面）を作成し、顧客に交付するとともに、その交付書面を保険会社等において保存する態勢整備が義務づけられています。もちろん、この書面を作成する前に、個人情報保護法等を遵守しながら、顧客のニーズに関する情報の収集にできる限り努める必要があることはいままでもありません。

1-2 「意向確認書面」の交付時期と内容

「意向確認書面」は、顧客が確認後、遅滞なく交付します。この際、「意向確認書面」は、顧客における保存の必要性を考慮し、原則として書面により交付することとされています（電子メール等の電磁的方法による交付を行う場合は、顧客の了解を得ていること、および印刷または画面の保存等が可能である必要があります）。なお、必ずしも「意向確認書面」を独立した書面にする必要はありませんが、他の書面と同一の書面とする場合には、「意向確認書面」に該当する部分を明確に区別して記載する必要があります。

保険商品の特性や販売方法は時代に応じて変化しますが、今後、保険会社は顧客からの苦情・相談の内容を踏まえながら、その保険商品に関する記載事項や記載方法、収集すべき顧客ニーズに関する情報およびその収集方法について検証の上、必要に応じ「意向確認書面」の見直しを行うなど適正な措置を講じることも求められています。

2 「意向確認書面」の適用範囲について

「意向確認書面」は、以下に該当する場合について適用されます。

- ① とくに顧客のニーズを確認する必要性が高いと考えられる保険商品であって、
かつ
- ② 募集人等が保険商品の販売・勧誘を行うに際し、募集人等と顧

II. 具体的な確認手続

I 火災保険

1 保険会社に求められる「説明責任」と「重要な事項」とは

保険会社は保険契約者や被保険者（以下「保険契約者など」といいます）の保護を図る観点から、保険契約にかかわる情報提供を充実させるために商品内容やリスクなどの重要な事項を説明することが求められています。これを「説明義務」あるいは「説明責任」といいます。

この「説明責任」は商品内容などと同様に保険会社の業務にとって非常に重要なものであり、保険契約者などの保護を目的とする保険業法100条の2（業務運営に関する措置）「保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない」として、「重要な事項の顧客への説明」は顧客情報の適正な取扱いなどとともに、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じることが義務づけられています。また、「説明責任」は保険募集を行う代理店にも求められているため、代理店が保険契約を締結するときには、保険契約者などが重要な事項を正しく理解できるように説明を行う必要があります。もし、代理店が、保険契約者などに対して虚偽のことを告げたり、重要な事項を告げなかった場合は「説明責任」を果たしていないばかりではなく、保険業法300条（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）1項1号「保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為」に抵触するため、法令違反として罰則の対象にもなります。

そのため、保険募集にあたっては、保険契約の種類や性質などに応じて

○保険法

[平成二十年六月六日号外法律第五十六号]

[法務大臣署名]

[沿革]

保険法をここに公布する。

保険法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 損害保険

第一節 成立（第三条—第七条）

第二節 効力（第八条—第十二条）

第三節 保険給付（第十三条—第二十六条）

第四節 終了（第二十七条—第三十三条）

第五節 傷害疾病損害保険の特則（第三十四条・第三十五条）

第六節 適用除外（第三十六条）

第三章 生命保険

第一節 成立（第三十七条—第四十一条）

第二節 効力（第四十二条—第四十九条）

第三節 保険給付（第五十条—第五十三条）

第四節 終了（第五十四条—第六十五条）

第四章 傷害疾病定額保険

第一節 成立（第六十六条—第七十条）

第二節 効力（第七十一条—第七十八条）

第三節 保険給付（第七十九条—第八十二条）

第四節 終了（第八十三条—第九十四条）

第五章 雑則（第九十五条・第九十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）